

平成29年度和歌山県一般会計補正予算及び
各特別会計補正予算

和 歌 山 県

目 次

平成29年度和歌山県一般会計補正予算	1
平成29年度和歌山県農林水産振興資金特別会計補正予算	29
平成29年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算	33
平成29年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算	37
平成29年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算	41
平成29年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算	45
平成29年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算	49
平成29年度和歌山県流域下水道事業特別会計補正予算	53
平成29年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算	61
平成29年度和歌山県自動車税等証紙特別会計補正予算	65
平成29年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算	69
平成29年度和歌山県公債管理特別会計補正予算	77
平成29年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算	81
平成29年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算	83
平成29年度和歌山県土地造成事業会計補正予算	85

平成29年度和歌山県一般会計補正予算

平成29年度和歌山県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,270,391千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ584,184,092千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正、(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県	税	91,639,000	1,216,000	92,855,000
	1 県民税	33,580,000	855,000	34,435,000
	2 事業税	17,065,000	1,218,000	18,283,000
	3 地方消費税	20,063,000	△1,583,000	18,480,000
	4 不動産取得税	1,822,000	243,000	2,065,000
	5 県たばこ税	1,093,000	△23,000	1,070,000
	6 ゴルフ場利用税	349,000	△14,000	335,000
	7 自動車取得税	1,147,000	300,000	1,447,000
	8 軽油引取税	5,569,000	80,000	5,649,000
	9 自動車税	10,936,000	138,000	11,074,000
	11 狩猟税	14,900	2,000	16,900
2 地方消費税清算金		29,794,000	3,011,000	32,805,000
	1 地方消費税清算金	29,794,000	3,011,000	32,805,000
3 地方譲与税		16,283,000	△965,000	15,318,000
	1 地方法人特別譲与税	14,301,000	△1,037,000	13,264,000
	2 地方揮発油譲与税	1,884,000	66,000	1,950,000
	3 石油ガス譲与税	89,000	7,000	96,000
	4 航空機燃料譲与税	9,000	△1,000	8,000
4 地方特例交付金		339,000	34,288	373,288
	1 地方特例交付金	339,000	34,288	373,288
5 地方交付税		168,601,370	3,574,449	172,175,819
	1 地方交付税	168,601,370	3,574,449	172,175,819
6 交通安全対策特別交付金		270,000	△22,000	248,000
	1 交通安全対策特別交付金	270,000	△22,000	248,000
7 分担金及び負担金		1,311,904	79,504	1,391,408
	1 分担金	68,989	149,817	218,806
	2 負担金	1,242,915	△70,313	1,172,602
8 使用料及び手数料		6,542,285	△137,126	6,405,159
	1 使用料	4,948,876	△123,733	4,825,143

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 手数料	1,593,409	△13,393	1,580,016
9 国庫支出金		78,073,630	7,479,793	85,553,423
	1 国庫負担金	37,987,462	2,556,390	40,543,852
	2 国庫補助金	38,527,026	5,081,958	43,608,984
	3 委託金	1,559,142	△158,555	1,400,587
10 財産収入		621,888	△185,816	436,072
	1 財産運用収入	227,432	14,654	242,086
	2 財産売却収入	394,456	△200,470	193,986
11 寄附金		40,091	27,437	67,528
	1 寄附金	40,091	27,437	67,528
12 繰入金		8,728,005	△1,843,839	6,884,166
	1 特別会計繰入金	653,203	181,100	834,303
	2 基金繰入金	8,074,802	△2,024,939	6,049,863
13 繰越金		1	3,649,952	3,649,953
	1 繰越金	1	3,649,952	3,649,953
14 諸収入		94,927,827	△6,747,951	88,179,876
	1 延滞金、加算金及び過料等	221,306	36,778	258,084
	2 県預金利子	311	△53	258
	3 貸付金元利収入	86,360,887	△6,577,374	79,783,513
	4 収益事業収入	3,403,483	△502,605	2,900,878
	5 受託事業収入	2,206,214	507,425	2,713,639
	6 利子割精算金収入	2,918	△2,917	1
	7 雑収入	2,732,708	△209,205	2,523,503
15 県債		79,741,700	△1,900,300	77,841,400
	1 県債	79,741,700	△1,900,300	77,841,400
歳入合計		576,913,701	7,270,391	584,184,092

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,231,250	△31,110	1,200,140
	1 議 会 費	1,231,250	△31,110	1,200,140
2 総 務 費		27,028,180	△708,646	26,319,534
	1 総 務 管 理 費	11,088,883	141,294	11,230,177
	2 企 画 費	6,774,275	△195,184	6,579,091
	3 徴 税 費	4,145,595	△257,247	3,888,348
	4 市 町 村 振 興 費	911,771	△154,819	756,952
	5 選 挙 費	915,279	△21,206	894,073
	6 防 災 費	1,842,473	△135,486	1,706,987
	7 統 計 調 査 費	301,793	△2,218	299,575
	8 人 事 委 員 会 費	139,175	1,481	140,656
	9 監 査 委 員 費	202,349	2,861	205,210
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	533,696	△7,758	525,938
	11 自 然 保 護 費	172,891	△80,364	92,527
3 民 生 費		72,639,820	△118,291	72,521,529
	1 社 会 福 祉 費	55,622,586	△85,147	55,537,439
	2 児 童 福 祉 費	13,046,945	△42,980	13,003,965
	3 生 活 保 護 費	3,916,392	9,334	3,925,726
	4 災 害 救 助 費	53,897	502	54,399
4 衛 生 費		13,217,925	△181,274	13,036,651
	1 公 衆 衛 生 費	3,689,256	182,111	3,871,367
	2 環 境 衛 生 費	1,246,784	△249,685	997,099
	3 保 健 所 費	1,540,434	△79,215	1,461,219
	4 医 薬 費	5,483,564	63,758	5,547,322
	5 環 境 対 策 費	1,257,887	△98,243	1,159,644
5 労 働 費		1,292,951	△115,045	1,177,906
	1 労 政 費	463,727	△6,822	456,905
	2 職 業 訓 練 費	732,145	△108,062	624,083
	3 労 働 委 員 会 費	97,079	△161	96,918
6 農 林 水 産 業 費		25,559,881	59,176	25,619,057
	1 農 業 費	6,218,505	△1,195,353	5,023,152

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	462,100	△62,225	399,875
	3 農地費	7,433,666	1,367,834	8,801,500
	4 林業費	6,802,145	△255,819	6,546,326
	5 水産業費	3,110,720	17,702	3,128,422
	6 試験研究費	1,532,745	187,037	1,719,782
7 商工費		92,227,962	△5,859,439	86,368,523
	1 商業費	80,327,116	△164,911	80,162,205
	2 工鉦業費	10,932,648	△5,683,383	5,249,265
	3 観光費	968,198	△11,145	957,053
8 土木費		82,722,138	18,519,491	101,241,629
	1 土木管理費	7,716,299	△1,387,835	6,328,464
	2 道路橋りょう費	42,172,156	9,791,106	51,963,262
	3 河川海岸費	19,199,192	10,941,917	30,141,109
	4 港湾費	6,511,489	△701,320	5,810,169
	5 都市計画費	4,854,903	△119,553	4,735,350
	6 住宅費	2,268,099	△4,824	2,263,275
9 警察費		27,156,870	545,759	27,702,629
	1 警察管理費	24,107,137	649,849	24,756,986
	2 警察活動費	3,049,733	△104,090	2,945,643
10 教育費		108,592,875	△601,534	107,991,341
	1 教育総務費	18,283,816	△272,404	18,011,412
	2 小学校費	30,069,432	△265,157	29,804,275
	3 中学校費	17,745,565	△30,578	17,714,987
	4 高等学校費	22,906,883	235,882	23,142,765
	5 特別支援学校費	9,858,568	41,118	9,899,686
	6 社会教育費	2,096,574	△101,281	1,995,293
	7 保健体育費	1,783,287	△105,768	1,677,519
	8 大学費	5,848,750	△103,346	5,745,404
11 災害復旧費		10,018,577	△1,409,222	8,609,355
	1 農林水産施設災害復旧費	1,276,017	△87,292	1,188,725
	2 土木施設災害復旧費	8,742,560	△1,334,301	7,408,259
	3 社会福祉施設災害復旧費	—	12,371	12,371

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		千円 77,688,816	千円 △3,733,457	千円 73,955,359
	1 公債費	77,688,816	△3,733,457	73,955,359
13 諸支出金		37,336,456	903,983	38,240,439
	1 地方消費税清算金	19,538,000	△932,000	18,606,000
	2 利子割交付金	258,136	124,869	383,005
	3 地方消費税交付金	14,966,000	1,503,000	16,469,000
	4 ゴルフ場利用税交付金	244,300	△9,800	234,500
	5 自動車取得税交付金	762,755	199,500	962,255
	7 配当割交付金	1,063,260	△257,796	805,464
	8 株式等譲渡所得割交付金	503,712	276,210	779,922
	歳出合計	576,913,701	7,270,391	584,184,092

第2表 繰越明許費の補正			
1 追加			
款	項	事業名	金額
2 総務費			525,840
	2 企画費		525,840
		地籍調査	525,840
3 民生費			1,061,642
	1 社会福祉費		1,050,896
		障害者支援施設整備	474,441
		グループホーム充実支援	45,000
		老人福祉施設整備	508,830
		隣保館整備	22,625
	2 児童福祉費		10,746
		放課後児童健全育成対策等施設整備	3,246
		要保護児童対策等推進	7,500
	4 衛生費		
2 環境衛生費			45,000
		水道施設整備指導	45,000
4 医薬費			166,529
		地域医療推進施設設備等整備	166,529
6 農林水産業費			2,917,000
	1 農業費		3,225
		農業活性化支援	3,225
	3 農地費		1,273,937
		県営中山間総合整備	88,002
		基幹水利施設ストックマネジメント	91,018
		農村総合整備	2,155
		団体営中山間地域果樹農業再生基盤整備	4,023
		県営農業基盤整備促進	317,408
		団体営農業基盤整備促進	14,831
		県営ため池等整備	322,085
		地すべり防止対策	390,979
		ため池調査	12,687

		中山間総合農地防災	30,749
	4 林業費		1,008,919
		森林・林業雇用総合対策	45,019
		森林環境保全整備	151,044
		間伐材安定供給	141,000
		補助林道	64,325
		森林路網整備促進	82,800
		一般治山	524,731
	5 水産業費		379,437
		水産基盤整備	248,200
		漁港海岸整備	131,237
	6 試験研究費		251,482
		農業試験場運営	192,718
		うめ研究所運営	24,353
		畜産試験場運営	34,411
7 商工費			111,986
	2 工鉱業費		111,986
		オープンラボ整備	111,986
8 土木費			7,411,631
	1 土木管理費		1,310,807
		地域優良賃貸住宅供給促進	1,200
		住宅耐震化促進	300
		大規模建築物の耐震化促進	1,309,307
	2 道路橋りょう費		284,330
		道路維持	136,350
		公共事業国道改良	10,900
		広域地方計画道路改良	54,200
		半島振興道路整備	82,880
	3 河川海岸費		2,937,525
		河川調査	50,000
		ダム修繕	35,000
		河川等災害関連	618,169
		堤防改修	199,820

		高速道路関連河川改修	38,400
		急傾斜地崩壊対策	1,426,120
		砂防修繕	134,338
		砂防調査	43,400
		小規模土砂災害対策	29,160
		海岸整備（海岸）	363,118
	4 港湾費		1,450,588
		海岸調査	4,000
		海岸修繕	46,400
		港湾受託	137,052
		港湾施設整備	1,210,809
		県単港湾施設整備	28,200
		国際便受入機能強化	24,127
	5 都市計画費		1,217,518
		都市空間の再構築戦略の推進	253,118
		公共街路	850,000
		地方特定道路整備（街路）	104,400
		汚泥減容化実証実験	10,000
	6 住宅費		210,863
		公営住宅建設	210,863
10 教育費			82,658
	6 社会教育費		48,421
		文化財保護育成補助	17,001
		管理運営（県立紀伊風土記の丘）	30,694
		展示・調査	726
	8 大学費		34,237
		和歌山県立医科大学薬学部設置	34,237
11 災害復旧費			918,315
	1 農林水産施設災害復旧費		879,383
		農地災害復旧	226,506
		農業用施設災害復旧	571,492
		林道災害復旧	81,385
	2 土木施設災害復旧費		38,932

		災害土木単独復旧	38,932
合		計	13,240,601

2 変 更					
款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農林水産業費			153,147		2,324,173
	3 農 地 費		65,000		1,122,000
		県営農道整備	65,000	県営農道整備	1,122,000
	4 林 業 費		17,047		14,112
		県有林経営管理	17,047	県有林経営管理	14,112
	5 水 産 業 費		71,100		1,188,061
漁港施設整備		71,100	漁港施設整備	1,188,061	
8 土 木 費			1,820,175		39,440,171
	2 道路橋りよう 費		501,900		22,187,437
		道 路 保 全	278,300	道 路 保 全	5,275,957
		道 路 改 良	68,400	道 路 改 良	15,449,860
		地方特定道路整備	101,300	地方特定道路整備	814,010
		小規模道路改良	23,600	小規模道路改良	326,210
		サイクリングロード 整備	30,300	サイクリングロード 整備	321,400
	3 河川海岸費		1,277,875		17,087,154
		河 川 修 繕	106,050	河 川 修 繕	162,812
		河 川 整 備	205,445	河 川 整 備	8,878,712
		災害関連緊急砂防等	817,500	災害関連緊急砂防等	1,730,800
		砂 防	45,400	砂 防	6,062,480
		災害緊急がけ崩れ対 策	103,480	災害緊急がけ崩れ対 策	252,350
4 港 湾 費		40,400		165,580	
	海岸整備（港湾）	40,400	海岸整備（港湾）	165,580	
11 災 害 復 旧 費			4,000,000		2,999,210
	2 土木施設災害 復旧費		4,000,000		2,999,210
		土木施設災害復旧	4,000,000	土木施設災害復旧	2,999,210
合 計			5,973,322		44,763,554

第3表 債務負担行為の補正

1 追加

事	項	期	間	限	度	額
1	平成29年度復旧治山（みなべ町島之瀬地区）	自	平成29年度			千円 55,000
		至	平成30年度	(2年)		
2	平成29年度地すべり防止（新宮市熊野川町宮井地区）	自	平成29年度			90,000
		至	平成30年度	(2年)		

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 平成29年度道路維持修繕工事	平成30年度(1年)	千円 100,000	平成30年度(1年)	千円 235,000

第4表 地方債の補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
オープンラボ整備	千円 26,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
森林・林業雇用 総合対策	22,700	以下同上	以下同上	以下同上
農業試験場運営	97,300			
うめ研究所運営	12,200			
畜産試験場運営	17,300			
県土防災対策治山	8,800			
公共施設等適正 管理推進事業	108,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	千円 3,000	<p>政府から借り入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	災害弔慰金の支給等に関する法律第14条第2項の規定による融資条件に従うものとする。

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 港 湾 事 業	千円 1,832,300	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公 共 河 川 事 業	792,000	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 海 岸 事 業	1,179,600			
公 共 農 業 農 村 事 業	1,036,100			
公 共 災 害 関 連 事 業	4,609,200			
公 共 治 山 事 業	513,800			
公 共 治 水 事 業	2,407,000			
公 共 水 産 基 盤 事 業	735,700			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 2,176,500	(1)借入先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
1,080,700	以下同上	以下同上	以下同上
659,000			
1,144,000			
6,280,100			
410,200			
5,932,100			
832,400			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共都市計画事業	千円 515,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共道路事業	13,487,600	以下同上	以下同上	以下同上
過年補助災害復旧 事業	273,700			
現年補助災害復旧 事業	2,762,800			
緊急防災・減災 事業	120,300			
社会福祉施設整備 事業	77,100			
半島振興道路整備 事業	2,171,900			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 489,000	(1)借入先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
17,698,500	以下同上	以下同上	以下同上
332,800			
2,144,000			
38,800			
236,100			
2,286,200			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警察施設整備事業	千円 683,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
自然公園等施設整備	10,000	以下同上	以下同上	以下同上
地方道路等整備事業	2,013,800			
ジオパーク推進	15,700			
地域中小企業応援 ファンド	180,000			
小規模土砂災害対策	15,100			
災害緊急がけ崩れ 対策	8,600			
和歌山下津港湾 事務所庁舎建替	146,400			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 660,500	<p>(1)借入先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成29年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
3,100	以下同上	以下同上	以下同上
1,885,600			
—			
—			
11,700			
19,100			
127,800			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国際便受入機能強化	千円 24,500	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
岩橋千塚古墳群 追加指定	7,500	以下同上	以下同上	以下同上
管 理 運 営	25,200			
地域活性化事業	40,300			
合併特例事業	1,016,200			
防災対策事業	487,700			
行政改革推進	3,700,000			
公立大学法人和歌 山県立医科大学貸 付金	1,000,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 —	<p>(1)借入先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成29年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
7,200	以下同上	以下同上	以下同上
15,000			
17,300			
1,004,600			
489,100			
1,423,100			
937,100			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 24,000,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
退職手当	3,600,000	以下同上	以下同上	以下同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p style="text-align: right;">千円</p> <p>23,170,700</p>	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成29年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
<p>2,180,300</p>	<p>以下同上</p>	<p>以下同上</p>	<p>以下同上</p>

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地域中小企業応援 ファンド融資事業 貸付金	千円 6,400,000	(1)借入先 独立行政法 人中小企業基 盤整備機構 (2)借入時期 平成29年度 (3)借入方法 普通貸借	% 0	独立行政法人通 則法（平成11年法 律第103号）第28条 に基づく独立行政 法人中小企業基盤 整備機構業務方法 書第6条の規定に 従うものとする。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 —	(1)借 入 先 独立行政法人中小 企業基盤整備機構 (2)借入時期 平成29年度 (3)借入方法 普通貸借	% 0	独立行政法人通則法（平 成11年法律第103号）第28条 に基づく独立行政法人中小 企業基盤整備機構業務方法 書第6条の規定に従うもの とする。

平成29年度和歌山県農林水産振興資金特別会計補正予算

平成29年度和歌山県の農林水産振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173,370千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 2,273	千円 △1,541	千円 732
	1 一般会計繰入金	2,273	△1,541	732
2 繰越金		218,922	△139,311	79,611
	1 繰越金	218,922	△139,311	79,611
3 諸収入		190,766	△32,518	158,248
	2 貸付金元利収入	164,618	△24,877	139,741
	3 雑収入	26,143	△7,641	18,502
歳入合計		411,961	△173,370	238,591

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 林 水 産 業 費		千円 411,961	千円 △173,370	千円 238,591
	1 農 業 費	106,850	3,249	110,099
	2 林 業 費	202,956	△95,137	107,819
	3 水 産 業 費	102,155	△81,482	20,673
歳 出 合 計		411,961	△173,370	238,591

平成29年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算

平成29年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102,190千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ488,967千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 44,043	千円 △17,033	千円 27,010
	1 繰越金	44,043	△17,033	27,010
2 諸収入		547,114	△85,157	461,957
	2 貸付金元利収入	546,436	△85,007	461,429
	3 雑収入	660	△150	510
歳入合計		591,157	△102,190	488,967

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 商 工 費		千円 591,157	千円 △102,190	千円 488,967
	1 中小企業振興資金助成費	591,157	△102,190	488,967
歳 出 合 計		591,157	△102,190	488,967

平成29年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算

平成29年度和歌山県の修学奨励金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274,883千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 12,003	千円 △12,003	千円 —
	1 一般会計繰入金	12,003	△12,003	—
2 繰越金		1	45,682	45,683
	1 繰越金	1	45,682	45,683
3 諸収入		231,279	△2,079	229,200
	1 貸付金元利収入	231,279	△2,079	229,200
歳入合計		243,283	31,600	274,883

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 教 育 費		千円 243,283	千円 31,600	千円 274,883
	1 教 育 総 務 費	243,283	31,600	274,883
歳 出 合 計		243,283	31,600	274,883

平成29年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算

平成29年度和歌山県の職員住宅特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,824千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 190,458	千円 △5,843	千円 184,615
	1 財産運用収入	190,458	△5,843	184,615
2 諸収入		55	△37	18
	1 県預金利子	19	△1	18
	2 雑入	36	△36	—
3 繰越金		—	31,704	31,704
	1 繰越金	—	31,704	31,704
歳入合計		190,513	25,824	216,337

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 190,513	千円 25,824	千円 216,337
	1 職員住宅管理費	190,513	25,824	216,337
歳 出 合 計		190,513	25,824	216,337

平成29年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算

平成29年度和歌山県の県営競輪事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ925,351千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,693,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		14,309,865	△1,274,261	13,035,604
	1 収益事業収入	14,309,865	△1,274,261	13,035,604
2 使用料及び手数料		114,208	25,795	140,003
	1 使用料	114,208	25,795	140,003
3 財産収入		540	65	605
	1 財産運用収入	539	65	604
4 繰越金		1	388,380	388,381
	1 繰越金	1	388,380	388,381
5 諸収入		68,694	△24,380	44,314
	2 雑収入	68,693	△24,380	44,313
6 繰入金		125,333	△40,950	84,383
	1 基金繰入金	125,333	△40,950	84,383
歳入合計		14,618,641	△925,351	13,693,290

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営競輪特別事業費		千円 14,617,641	千円 △925,351	千円 13,692,290
	1 競輪事業費	14,617,641	△925,351	13,692,290
歳 出 合 計		14,618,641	△925,351	13,693,290

平成29年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算

平成29年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,832千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ579,635千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 488,316	千円 28,387	千円 516,703
	1 使用料	488,316	28,387	516,703
2 財産収入		19	132	151
	1 財産運用収入	18	132	150
3 繰入金		76,224	△76,224	—
	1 一般会計繰入金	76,224	△76,224	—
4 繰越金		1	60,537	60,538
	1 繰越金	1	60,537	60,538
歳入合計		566,803	12,832	579,635

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾施設管理費		千円 566,803	千円 12,832	千円 579,635
	1 港湾施設管理費	566,803	12,832	579,635
歳 出 合 計		566,803	12,832	579,635

平成29年度和歌山県流域下水道事業特別会計補正予算

平成29年度和歌山県の流域下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316,730千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,156,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 184,868	千円 △70,919	千円 113,949
	1 負担金	184,868	△70,919	113,949
3 国庫支出金		418,666	△147,619	271,047
	1 国庫補助金	418,666	△147,619	271,047
4 繰入金		874,850	△24,429	850,421
	1 一般会計繰入金	874,850	△24,429	850,421
5 諸収入		800,167	△126,121	674,046
	1 雑収入	800,167	△126,121	674,046
6 県債		194,100	△56,500	137,600
	1 県債	194,100	△56,500	137,600
7 繰越金		—	108,858	108,858
	1 繰越金	—	108,858	108,858
歳入合計		2,472,732	△316,730	2,156,002

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土 木 費		千円 2,472,732	千円 △316,730	千円 2,156,002
	1 下 水 道 事 業 費	2,472,732	△316,730	2,156,002
歳 出 合 計		2,472,732	△316,730	2,156,002

第2表 繰越明許費の補正			
1 追加			
款	項	事業名	金額
1 土木費			千円 76,864
	1 下水道事業費		76,864
		紀の川流域下水道	34,000
		紀の川中流流域下水道	13,400
	公営企業会計導入	29,464	
合		計	76,864

第3表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 75,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
紀の川中流流域下 水道事業	66,200	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 79,700	(1)借入先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
5,600	同 上	同 上	同 上

平成29年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算

平成29年度和歌山県の市町村振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,191,882千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 402,541	千円 5,669	千円 408,210
	1 繰越金	402,541	5,669	408,210
2 諸収入		786,504	△2,832	783,672
	2 貸付金元利収入	785,876	△2,832	783,044
歳入合計		1,189,045	2,837	1,191,882

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 1,189,045	千円 2,837	千円 1,191,882
	1 市町村振興費	1,189,045	2,837	1,191,882
歳出合計		1,189,045	2,837	1,191,882

平成29年度和歌山県自動車税等証紙特別会計補正予算

平成29年度和歌山県の自動車税等証紙特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,861,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 1,580,999	千円 280,000	千円 1,860,999
	1 証紙収入	1,580,999	280,000	1,860,999
歳入合計		1,581,000	280,000	1,861,000

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 1,581,000	千円 280,000	千円 1,861,000
	1 繰出金	1,581,000	280,000	1,861,000
歳出合計		1,581,000	280,000	1,861,000

平成29年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算

平成29年度和歌山県の用地取得事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ647,077千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,444,374千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 200,000	千円 △10,152	千円 189,848
	1 財産売払収入	200,000	△10,152	189,848
2 繰入金		4,800	△4,192	608
	1 一般会計繰入金	4,800	△4,192	608
3 諸収入		92,951	67	93,018
	1 貸付金元利収入	86,951	67	87,018
4 県債		4,793,700	△632,800	4,160,900
	1 県債	4,793,700	△632,800	4,160,900
歳入合計		5,091,451	△647,077	4,444,374

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土 木 費		千円 5,091,451	千円 △647,077	千円 4,444,374
	1 土木管理用地取得事業費	86,951	67	87,018
	2 道路橋りょう用地取得事業費	5,004,500	△647,144	4,357,356
歳 出 合 計		5,091,451	△647,077	4,444,374

第2表 繰越明許費の補正

1 追加

款	項	事業名	金額
1 土木費			3,371,500 ^{千円}
	2 道路橋りょう用地取得事業費		3,371,500
		有田海南道路先行取得	1,064,300
		すさみ串本道路先行取得	944,100
	新宮紀宝道路先行取得	1,363,100	
合		計	3,371,500

第3表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
有田海南道路先行 取得事業	千円 1,799,900	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
すさみ串本道路先 行取得事業	1,193,900	以下同上	以下同上	以下同上
新宮紀宝道路先行 取得事業	1,799,900			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,516,800	(1)借入先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
979,300	以下同上	以下同上	以下同上
1,664,800			

平成29年度和歌山県公債管理特別会計補正予算

平成29年度和歌山県の公債管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,705,206千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,601,141千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 78,923,422	千円 △3,705,206	千円 75,218,216
	1 一般会計繰入金	77,630,582	△3,690,090	73,940,492
	2 特別会計繰入金	1,292,840	△15,116	1,277,724
歳入合計		123,306,347	△3,705,206	119,601,141

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 123,306,347	千円 △3,705,206	千円 119,601,141
	1 公 債 費	123,306,347	△3,705,206	119,601,141
歳 出 合 計		123,306,347	△3,705,206	119,601,141

平成29年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

第1条 平成29年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年間患者数		
入院患者	85,989人	73,892人
外来患者	21,609人	21,306人
(3) 一日平均患者数		
入院患者	235.6人	202.4人
外来患者	88.9人	87.3人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,270,049千円	240千円	2,270,289千円
第1項 医業収益	1,611,368千円	△225,531千円	1,385,837千円
第2項 医業外収益	658,681千円	223,771千円	882,452千円
第3項 特別利益	-千円	2,000千円	2,000千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,181,853千円	9,049千円	2,190,902千円
第1項 医業費用	2,099,804千円	△5,942千円	2,093,862千円
第2項 医業外費用	81,949千円	14,991千円	96,940千円

第4条 予算第7条に定めた職員給与費「1,448,672千円」を「1,444,047千円」に改める。

第5条 予算第8条に定めたたな卸資産の購入限度額「121,066千円」を「108,982千円」に改める。

平成29年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算

第1条 平成29年度和歌山県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	1,192,859千円	11,661千円	1,204,520千円
第1項 営業費用	834,813千円	11,661千円	846,474千円

第3条 予算第6条に定めた職員給与費「191,595千円」を「205,116千円」に改める。

平成29年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

第1条 平成29年度和歌山県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	510,212千円	127,217千円	637,429千円
第1項 営業費用	493,651千円	127,217千円	620,868千円

第3条 予算第4条に定めた本文括弧書中「当年度分損益勘定留保資金411,814千円及び過年度分損益勘定留保資金91,130千円」を「当年度分損益勘定留保資金502,944千円」に改める。

第4条 予算第7条に定めた職員給与費「29,298千円」を「29,985千円」に改める。

和歌山県報

平成三十年三月二十日

号外

別冊